

別紙1

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産、役務等の特殊性等</p> <p>美術品を管理するうえで最も重要なことは、適正な温湿度管理であり、そのためには空調設備の適正な運転が重要となるが、その運転を担っているのが自動制御設備である。温湿度管理が適正にできない場合には、カビやひび割れなど美術品にとって致命傷となる被害を被ることとなるため、自動制御設備の運転機能を常に良好な状態に維持するため保守点検を実施するものであるが、その実施は設備に対する十分な知識と機器の取扱いを熟知した業者が行う必要がある。</p> <p>自動制御設備は、室内にあるセンサーが感知した温湿度を電気信号により制御盤に送り、配管の流量バルブを自動開閉することで設定された温湿度となるよう調整するとともに、その状態を中央監視盤で監視することで、温湿度の管理を行っている。</p> <p>この自動制御設備の保守点検にあたっては、高価な美術品に被害を与えることのないよう万一のミスも許されないため、当館の自動制御設備についての専門的な知識と機器の取扱いを熟知した業者が行う必要がある。また、設備の障害発生時には、その原因の特定から対処方法まで迅速かつ適確に行わなければならない。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>パナソニックEWエンジニアリング株式会社中部支店は、当館の自動制御設備について開館当初から保守点検管理にあたってきた事業者から、設備に対する専門的な知識や機器の取扱い方法を引き継いだ事業者である。当館の空調設備全般の特性も熟知し、これまでに実施された改修等の状況にも精通している。同社の技術力は当美術館に必要かつ不可欠であり、実際、湿度環境の異常など美術品への影響が懸念された状態の際、同社の適切な判断、対応により、被害を防ぐことができた実例もある。よって当館の自動制御設備の保守業務を適正に行える業者はパナソニックEWエンジニアリング株式会社中部支店のみである。</p>